

5月の市民相談

- 相談はすべて無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。
- 問合せ先に電話番号の記載のないものは西尾市役所（☎56・2111）へ。
- 市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

相談	日	時	場所	主な相談内容	問合せ先	
年金相談	5月10日(火) ・20日(金) ・24日(火) ・31日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時 ※受け付けは午前8時30分から。	市役所多目的室B C D E 吉良支所第1会議室 市役所22B会議室	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。	保険年金課国民年金担当	
	5月2日(月)・23日(月)	午後1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情	企画政策課行政評価委員会	
	毎週月曜日 毎週木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所11相談室	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題。※電話相談可。多重債務問題は面談のみ。	商工観光課商工観光担当	
労働相談	5月17日(火)	午後1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題	商工観光課商工観光担当	
登記相談	5月11日(水)	午後1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など	市民課市民相談担当	
市民特別法律相談	① 5月10日(火) ② ・17日(火) ③ ・17日(火) ④ ・21日(土) ⑤ ・25日(水)	午前9時30分～午後4時 午前9時30分～正午 午後1時30分～4時 午後1時30分～4時 午後1時30分～4時	市役所11相談室 一色支所第1会議室 幡豆支所第2会議室 寺津ふれあいセンター 吉良支所第1会議室	法律が関係する困りごと。※予約制で①は10人まで、②③④⑤は各5人まで。予約は4月18日(月)から市民課市民相談担当へ。	市民課市民相談担当	
	行政相談	5月13日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室	行政全般に対する苦情や要望	市民課市民相談担当
	外国人相談 Consulta para estrangeiros	5月6日(金)・20日(金) Dias 6 e 20 de maio (sexta-feira)	午後1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol e português	市民協働課コミュニティ推進担当 Seção de Trabalhos Comunitário
	こころの健康相談	5月9日(月) 5月27日(金)	午後1時～4時	市役所11相談室 吉良支所第1会議室	心の悩みを抱えるかたやその家族からの相談。※予約制。予約は電話で各問合せ先か福祉課へ。	西尾市保健センター(☎57・0661)、吉良保健センター(☎32・3001)
	育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待について。※面接相談可。	家庭児童支援課要保護児童担当(☎56・3113)
市税夜間納税相談	5月18日(水)	午後6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可	収納課徴収担当	
市税納税相談	5月29日(水)	午後1時～5時	市役所行政情報コーナー	市税の納税に関する相談。納税も可	収納課徴収担当	
多重債務相談	5月29日(水)	午後1時～4時	市役所多目的室E	複数の消費者金融から借り入れをしている人のための返済に関すること	商工観光課商工観光担当	
人権相談	5月6日(金) ・13日(金) ・14日(土) ・20日(金)	午後1時30分～4時 ※受け付けは午後3時30分まで。	吉良保健センター 一色支所第1会議室 総合福祉センター相談室 幡豆いきいきセンター	離婚問題、いじめ、近隣とのめめごと、家庭内の悩みごと	市民課市民相談担当	
	児童相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時30分～午後4時 ※土曜日は正午まで。	総合福祉センター相談室	児童の性格や家族関係、学校生活などに関すること。子どもからの相談も可	家庭児童支援課児童相談担当(☎56・0324)
	お子さん巡回相談	5月12日(水)	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関すること。事前に予約が必要	西三河福祉相談センター(☎0564・27・2779)
	母子家庭相談	毎週月・火・木曜日	午前10時～午後4時30分	総合福祉センター相談室	母子家庭の困りごとや自立生活に関すること	総合福祉センター(☎56・5900)
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録	福祉課社会福祉担当	
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当	
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当	
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。※申込金500円と写真2枚が必要。	西尾市社会福祉協議会総務課(☎56・5900)	
児童・生徒心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	児童・生徒支援センター(働く婦人の家内)	児童・生徒の心配ごとや小学校入学に関する悩みごとなど。※面接相談可。	児童・生徒支援センター(☎57・1783)	
育児相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援センター(ハツ面保育園内)	就学前のお子さんのしつけ、生活習慣、心配ごとなど	子育て支援センター(☎57・2602)	

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水曜日・木曜日、午前10時～午後3時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、毎週水曜日、午後1時～4時、要予約)」もご利用ください。